

老朽美浜原発 3 号機の再稼働に抗議する声明

関西電力は本日、福井県にある美浜原発 3 号機（以下、本原発）を再稼働させた。本原発は、稼働から 44 年以上が経過した老朽原発であり、本来ならば、原発の運転期間を原則 40 年と定めた原子炉等規制法改正（40 年ルール）の趣旨に従って廃炉とするべき原発である。

同法改正の立法事実として、東京電力福島第一原発事故で最初にメルトダウンした 1 号機がまもなく運転開始 40 年を迎える老朽原発だったことがある。同事故では、老朽化が被害の発生拡大の大きな要因となったことが指摘されている。「40 年ルール」は、取り替えが困難な原子炉容器の劣化やプラントの型式の旧さ、劣化管理の困難さ、建設当初からのプラント毎の事情を把握する熟練技術者の喪失等、避けることのできない老朽化の本質的な問題を踏まえて制定された。老朽化した原発は、通常の原発以上に危険であることを私たちは改めて認識すべきである。東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば、この「40 年ルール」は厳格に適用されなければならない。

しかし、原子力規制委員会は十分な審査期間もなく審査も杜撰なままに、本原発や同じく関西電力の高浜原発 1、2 号機に対し「例外中の例外」措置であるはずの運転期間 20 年延長を認めた。

私たちは高浜原発 1、2 号機については 2016 年 4 月に運転期間延長認可等の差し止めを求めて（同年 6 月の認可処分後、訴えを取り消しに変更）、本原発については 2016 年 12 月に運転期間延長認可等の取り消しを求めて名古屋地裁に提訴した。

この裁判上、原子力規制委員会が、原子炉容器の劣化を評価する審査において、関西電力の申請書の記載を鵜呑みにして監視試験片の原データを確認していないことも判明した。この件に関して、本年 4 月 19 日の福井県議会全員協議会では、会派の異なる 3 名の議員が原子力規制庁に対し原データの確認を求めている。また、国も関西電力も、私たちが求めた原データの公表自体を頑なに拒んでおり、説明は全く尽くされていない。

また、本原発周辺にある多数の活断層の中には、直下に存在しているものもあり、震源の断層が敷地にごく近い場合には、設置許可基準規則解釈の定めや、地震ガイドの記述に従って「十分な余裕を考慮」した地震動評価をしなければならないにもかかわらず、審査では全く検討もされていない。この点について、訴訟において幾度も主張してきているが、被告・国からは未だに何の反論もなされていない。

本原発で事故が起きれば、地元はもちろん、京都や滋賀、大阪、兵庫の関西圏、そして風下である岐阜県、愛知県、三重県など中京圏にも放出された放射性物質が拡散し、深刻な被害が予想される。国と関西電力は、本原発の再稼働に関して県民や国民の理解を得るなどとしながら、その妥当性や信頼性を担保するための説明と情報公開も尽くさず、周辺住民の不安や反対の声を置き去りにして再稼働を強行したもので、断じて許されない。私たちは満身の怒りをもって抗議し、本原発を即時停止し、廃炉にするよう強く求める。

2021 年 6 月 23 日

老朽原発 40 年廃炉訴訟弁護団
老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会